

紙屋町地区地下空間 避難確保・浸水防止計画

紙屋町地区地下空間水防連絡会

(作成主体：広島地下街開発株式会社)

(計画の目的)

第1条 この計画は水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関して作成し、紙屋町シャレオ、アストラムライン県庁前駅、アストラムライン本通駅、アストラムライン城北駅及びこれに接続する施設の洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

(計画の作成及び修正)

第2条 この計画の作成及び修正は、水防法第15条第1項第3号イに基づき広島市水防計画に名称及び所在地を定められた施設（以下「地下街等」という。）が会員として所属する「紙屋町地区地下空間水防連絡会」（以下「水防連絡会」という。）において協議決定するものとする。

なお、特定の施設のみに関係する事項の修正については、当該施設の担当者と協議のうえ決定するものとする。

(計画の対象範囲及び施設概要)

第3条 計画の対象範囲は、地下街等の管理区域を包含した紙屋町地区地下空間の範囲とし、施設に勤務又は施設を利用する全ての者を対象とする。

(1) 施設名称及び所在地

施設名称	所在地
広島市民病院	中区基町7番33号
広島県立総合体育館	中区基町4番1号
シャレオ駐車場	中区大手町一丁目地下街300号
紙屋町シャレオ	中区基町地下街100号ほか
アストラムライン 本通駅	中区本通6番30号
アストラムライン 県庁前駅	中区基町10番90号
アストラムライン 城北駅	中区西白島町25番80号
基町パーキングアクセス	中区基町5番の1地先 中区基町10番の1地先
広島ミッドタウンビル	中区紙屋町1丁目1番17号
そごう 広島店	中区基町6番27号
エディオン広島本店	中区紙屋町二丁目1番18号
基町クレド	中区基町6番78号
広島バスセンター	中区基町6番27号
ホテルメルパルク広島	中区基町6番36号
シシンヨービル	中区袋町3番17号
広島銀行本店	中区紙屋町一丁目3番8号
広島トランヴェールビルディング	中区紙屋町一丁目2番22号

(2) 施設概要

施設名称	敷地面積 (㎡)	地上階数	地下階数	出入口数
広島市民病院	18,079.38	1 1	2	1 4
広島県立総合体育館	30,865	3	2	3 6
シャレオ駐車場	8,450	1	2	5
紙屋町シャレオ	24,930	1	2	3 6
アストラムライン 本通駅	1,605	0	2	3
アストラムライン 県庁前駅	3,617	0	2	4
アストラムライン 城北駅	570	1	1	1
基町パーキングアクセス	—	—	2	4
広島ミッドタウンビル	717.26	1 1	1	5
そごう 広島店	広島バスセンターと共用			3
エディオン広島本店	1,155	8	2	4
基町クレド	21,800	3 5	2	6
広島バスセンター	11,395.77	1 0	3	3
ホテルメルパルク広島	2,940.33	1 2	2	6
シシンヨービル	1,653.73	1 3	1	1
広島銀行本店	1,198.11	9	2	3
広島トランヴェールビルディング	2,804.84	1 4	2	1 2

(災害の想定)

第4条 本計画で対象とする災害は、太田川水系旧太田川の外水氾濫、高潮及び内水氾濫とし、浸水想定については次によるものとする。

外水氾濫	太田川河川事務所が平成21年6月22日に指定・公表した「太田川水系太田川浸水想定区域図」
高 潮	広島県が平成20年8月に公表した「広島県高潮浸水想定区域図」
内水氾濫	広島市が平成21年3月に作成した「広島市浸水(内水)ハザードマップ～白島・幟町・大手町・京橋地区～」

(防災体制)

第5条 防災体制は次のとおりとする。

(1) 水害対策本部の設置

水防連絡会に水害対策本部を設置し、本部長に水防連絡会会長をあてるものとし、会長不在時には水防連絡会副会長が水害対策副本部長としてその代理を務めるものとする。本部長は臨時本部員を指名し、自らの補佐とする。

また、水防連絡会の事務局は水害対策本部の事務局(以下「事務局」という。)

として、情報伝達、情報集約を行うものとする。

(2) 現地対策本部の設置

第3条の各施設に現地対策本部を設置し、水害対策をとるものとする。

現地対策本部に現地指揮本部長、現地指揮副本部長を置き、現地指揮本部長は水防連絡会の会員を、現地指揮副本部長は幹事をもってあてる。また、現地指揮本部長が指名した者で構成する情報収集伝達班、警戒活動班及び避難活動班を置く。

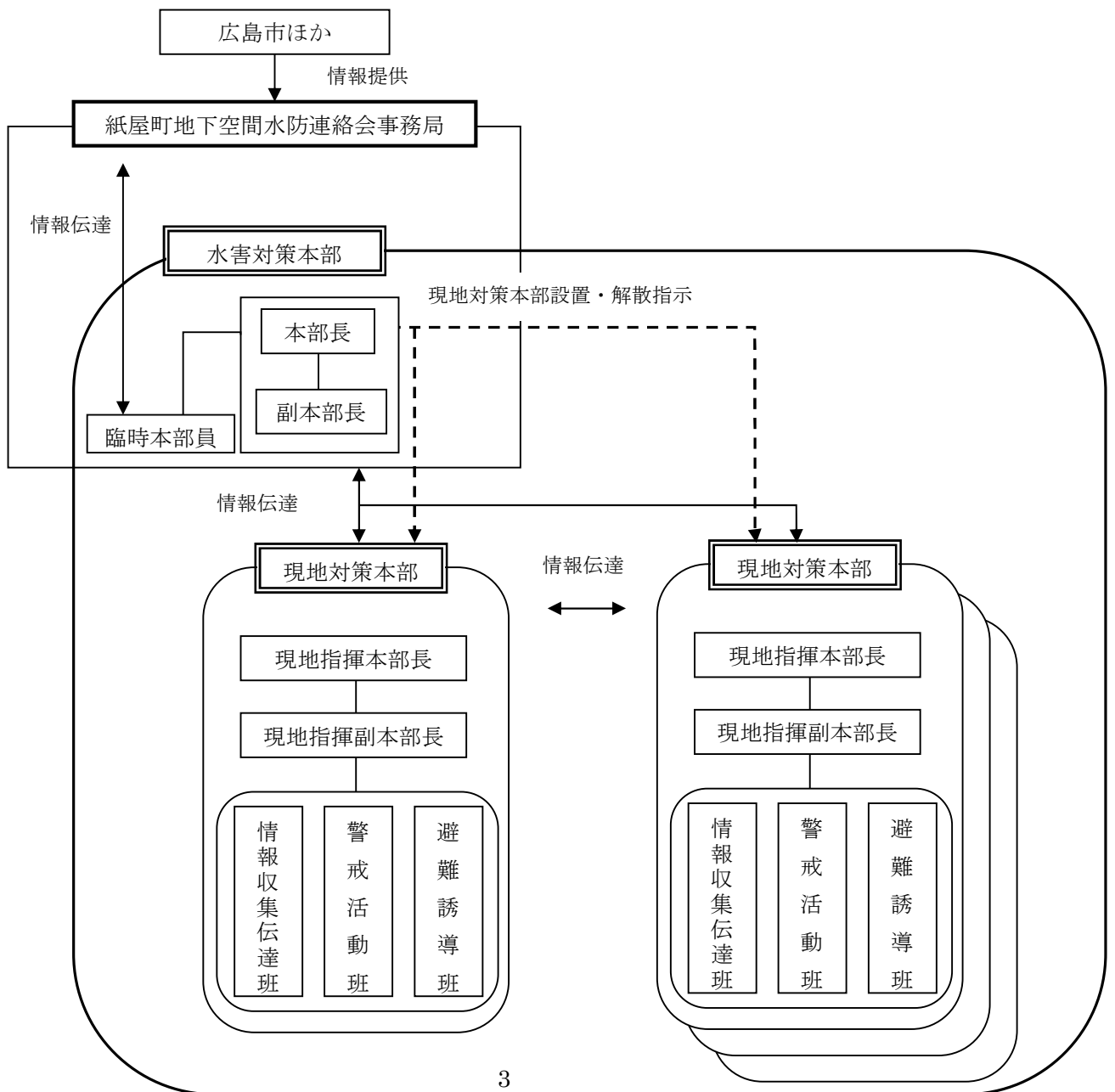
(3) 水害対策本部及び現地対策本部の設置基準

水害対策本部は以下の基準により必要に応じて設置する。なお、各現地対策本部は水害対策本部の本部長の指示により速やかに立ち上げるものとする。

ア 第3条の対象施設において水害が発生、あるいは発生する恐れがあるとき。

イ 第8条の警戒活動において警戒態勢に入ったとき。

〈水害対策組織体制イメージ図〉



(4) 水害対策本部及び現地対策本部の解散

水害の危険が解消されたと認められたとき、水害対策本部の本部長の指示により水害対策本部及び各現地対策本部を解散する。

(任務の内容)

第6条 水害対策本部及び現地対策本部の任務は次のとおりとする。

なお、現地対策本部においては下表に定めるもののほか、施設ごとに定めた消防計画に準じて任務を遂行するものとする。

〈水害対策本部任務表〉

組織	主な任務内容
水害対策本部長	○ 対策本部の立ち上げ・解散指示 ○ 接続施設との連携対策
水害対策副本部長	○ 本部長不在時の代理
臨時本部員	○ 本部長または副本部長の補佐 ○ 事務局との折衝
事務局	○ 情報伝達および情報集約

〈現地対策本部任務表〉

組織	主な任務内容
現地指揮本部長	○ 現地対策の総合指揮 ○ 現地状況の情報集約 ○ 接続施設との連携対策 ○ 応援者などの現地対策
現地指揮副本部長	○ 現地指揮本部長の補佐及びその不在時の代行
情報収集伝達班	○ 状況の把握、情報内容の記録 ○ 館内放送等による避難の呼び掛け ○ 各種情報伝達収集 ○ 気象、洪水情報の収集伝達 ○ 水防連絡会関係者及び関係機関との情報連絡 ○ 休日、夜間の緊急連絡 ○ 応援連絡 ○ 広報全般
警戒活動班	○ 動員計画（社員の非常呼び出しを含む） ○ 被害発生予想箇所の巡回調査 ○ 浸水防止用の資機材や施設の点検と措置 ○ 施設の点検と措置 ○ 被害発生箇所の応急措置
避難誘導班	○ 利用者の避難誘導 ○ 館内放送等を使用した利用者の避難誘導 ○ 災害要援護者の介護避難誘導

(情報収集伝達体制)

第7条 事務局は、浸水の危険性を把握するために、次により情報の収集を行うとともに、入手した情報を各施設へ伝達する。

(1) 情報収集

災害の種別	収集する情報	収集する手段
外水氾濫	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報 ○洪水予報、水位到達情報 ○水防警報 ○排水施設の稼働状況 ○避難に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報 <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/index.html ○洪水予報、水位到達情報 <ul style="list-style-type: none"> ・広島市等からのFAX受信 ・広島県防災情報WEB http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/ ・川の防災情報 <ul style="list-style-type: none"> http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/map/index.html ○水防警報 <ul style="list-style-type: none"> ・広島市等からのFAX受信 ○避難に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・広島市等からのFAX受信 ○紙屋町交差点監視カメラ
高潮	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報 ○潮位 ○河川の水位 ○水防警報 ○排水施設の稼働状況 ○避難に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報 <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/index.html ○潮位 <ul style="list-style-type: none"> ・広島県防災情報WEB http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/ ○河川の水位 <ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報 http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/map/index.html ○水防警報 <ul style="list-style-type: none"> ・広島市等からのFAX受信 ○避難勧告等 <ul style="list-style-type: none"> ・広島市等からのFAX受信 ○紙屋町交差点監視カメラ
内水氾濫	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報 ○排水施設の稼働状況 ○避難に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報 <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/index.html ○排水施設の稼働状況 <ul style="list-style-type: none"> ・自動音声案内（千田雨水1号線水位情報） ○避難勧告等 <ul style="list-style-type: none"> ・広島市等からのFAX受信 ○紙屋町交差点監視カメラ

(2) 情報伝達

浸水の危険性が生じたとき、及び各種情報により浸水の予測があったときには、

水防連絡会で定めた紙屋町地区地下空間水防マニュアル情報伝達系統図によって各施設へ速やかに情報を伝達する。

(警戒活動)

第8条 避難体制を確保するため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、第3条の施設全体で共同して対処することとする。なお、被害危険度により次の対策をとるものとする。

《外水氾濫時の警戒活動》

配備	態勢	条件等	警戒活動内容
第1段階	注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太田川河川事務所が水防警報“出動”(祇園大橋、三篠橋)を発令し、その文面から紙屋町地区へ危険が及ぶ可能性があるとして判断されるとき ○ 気象台が気象警報を発表したとき [大雨警報・洪水警報] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水防止資機材や浸水防止施設の確認など、浸水に備えた準備を行う。 ○ 各班へ注意体制を確立した旨を連絡 ○ 情報収集
第2段階	警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙屋町地区地下空間の地上部において、排水溝から水が溢れ出すのが確認されたとき ○ 太田川河川事務所が太田川下流はん濫警戒情報を発令したとき ○ 太田川河川事務所が水防警報“指示”を発令し、その文面から紙屋町地区へ危険が及ぶ可能性があるとして判断されるとき ○ 紙屋町地区地下空間周辺にて「避難準備情報」が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土のうや、止水板の設置など、水防活動体制を整える。 ○ 各班へ警戒体制を確立した旨を連絡 ○ 情報収集 ○ 館内放送等により、利用者に注意喚起を行う。 ○ 必要に応じ、利用している要配慮者へ避難を促す。
第3段階	非常	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙屋町地区地下空間周辺にて「避難勧告・指示」が発令された場合 ○ 紙屋町地下空間への浸水を確認した場合 ※ 避難勧告・指示の発令以前であっても、太田川下流はん濫警戒情報が発令され、降雨等今後も水位の上昇が見込まれる等の理由により、現地指揮本部長が必要と認めた場合、避難誘導を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速に避難誘導を開始する。 ○ 浸水状況の把握 ○ 浸水防止対策の実施

《高潮時における警戒活動》

配備	態勢	条件等	警戒活動内容
第1段階	注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太田川河川事務所、広島港湾振興事務所が水防警報“出動”を発令し、その文面から紙屋町地区へ危険が及ぶ可能性があるとして判断されるとき ○ 気象台が高潮注意報を発表し、かつ、その文面から紙屋町地区へ危険が及ぶ可能性があるとして判断されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水防止資機材や浸水防止施設の確認など、浸水に備えた準備を行う。 ○ 各班へ注意体制を確立した旨を連絡 ○ 情報収集
第2段階	警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象台が高潮警報を発表し、かつ、その文面から紙屋町地区へ危険が及ぶ可能性があるとして判断されるとき ○ 紙屋町地区地下空間周辺にて「避難準備情報」が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土のうや、止水板の設置など、水防活動体制を整える。 ○ 各班へ警戒体制を確立した旨を連絡 ○ 情報収集 ○ 館内放送等により、利用者に注意喚起を行う。 ○ 必要に応じ、利用している要配慮者へ避難を促す。
第3段階	非常	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙屋町地区地下空間周辺にて「避難勧告・指示」が発令された場合 ※ 避難勧告・指示の発令以前であっても、現地指揮本部長が必要と認めた場合、避難誘導を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速に避難誘導を開始する。 ○ 浸水状況の把握 ○ 浸水防止対策の実施

《内水氾濫時における警戒活動》

配備	態勢	条件等	警戒活動内容
第1段階	注意	○ 千田雨水1号幹線貯留水位が 5.8m (55%) に達したとき	○ 浸水防止資機材や浸水防止施設の確認など、浸水に備えた準備を行う。 ○ 各班へ注意体制を確立した旨を連絡 ○ 情報収集
第2段階	警戒	○ 紙屋町地区地下空間の地上部において、排水溝から水が溢れ出すのが確認されたとき ○ 紙屋町地区地下空間周辺にて「避難準備情報」が発令された場合 ○ 千田雨水1号幹線貯留水位が 6.8m (70%) に達したとき	○ 土のうや、止水板の設置など、水防活動体制を整える。 ○ 各班へ警戒体制を確立した旨を連絡 ○ 情報収集 ○ 館内放送等により、利用者に注意喚起を行う。 ○ 必要に応じ、利用している要配慮者へ避難を促す。
第3段階	非常	○ 紙屋町地区地下空間周辺にて「避難勧告・指示」が発令された場合 ○ 紙屋町地区地下空間への浸水を確認した場合 ※ 避難勧告・指示の発令以前であっても、内水氾濫が見込まれる等の理由により、現地指揮本部長が必要と認めた場合、避難誘導を開始する。	○ 迅速に避難誘導を開始する。 ○ 浸水状況の把握 ○ 浸水防止対策の実施

(避難誘導)

第9条 地下街等の所有者又は管理者は、避難誘導については次のとおり行う。

(1) 避難誘導の原則

安全、確実、迅速に各施設利用者の避難を最優先に行う。特に身体障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者に最大限の配慮をする。

(2) 避難の時期

第3段階に移行後、又は現地指揮本部長が必要と認めた場合とする。

なお、接続施設における避難開始時期は紙屋町地区地下空間水防マニュアルの避難誘導実施基準に従うものとし、避難を決定した際にはその旨を本部長へ報告するものとする。

(3) 避難誘導時の行動

避難誘導にあたっては次の要領で行うものとする。

ア 館内放送設備や拡声器などを使って避難の呼びかけを行う。その際は、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼び

かける。

イ エレベータやエスカレータを利用しないよう呼びかけを行う。

ウ 避難誘導班が利用者を安全な方法で避難させる。

エ 要配慮者を見かけた場合は、周りの人達の協力を得ながら、迅速に避難誘導する。

オ 避難口や避難階段には、誘導員を配置する。

カ 地下施設からの避難経路として使用しない階段等出入口にコーン等を用いて進入防止の措置を講ずる。

(4) 避難場所及び避難経路

ア 避難場所は地上部の安全な場所及び地上階を有している接続施設の2階以上の階とする。

イ 避難場所への避難経路は、直近の避難階段を経由することを原則とするが、当該避難経路では有効に避難できない場合に備え、予め別の避難経路を確保しておく。

ウ 近隣の公的避難場所は、災害状況に応じて活用する。

(5) 避難誘導方法及び留意事項

ア 利用者がパニックにならないように、避難誘導班をはじめ、各班員は落ち着いて行動する。

イ 避難誘導班は、利用者等を安全な階段へ避難誘導するとともに、地下へ入ろうとする者を規制する。また、逃げ遅れ者の有無を確認する。

ウ 地下滞在者に対しては直近の階段を利用して避難誘導を行う。

エ 避難誘導の際には放送設備、拡声器等を用いて避難の要領や方向を指示し、混乱防止に努める。

オ 浸水による停電やエレベータのカゴの水没が考えられるため、エレベータは利用せず、また、使用しないように呼びかる。

カ 一斉停電に際しては予め備えた照明器具等を有効に活用する。

(6) 館内放送の内容

周知すべき内容の気象情報を入手した際や、避難勧告などの情報を入手した場合には、館内放送等を利用して利用者に知らせる。

放送内容（例）

「こちらは、〇〇〇〇（施設名称）防災センターです。

集中豪雨（台風）のため本日〇〇時〇〇分、広島市から紙屋町地区全域に「避難準備情報」が出されました。浸水の危険がありますので、ご注意ください。」

「こちらは、〇〇〇〇（施設名称）防災センターです。

集中豪雨（台風）のため本日〇〇時〇〇分、広島市から紙屋町地区全域に「避難勧告（指示）」が出されました。係員の指示に従い、直ちに地上へ避難を

開始してください。」

「こちらは、〇〇〇〇（施設名称）防災センターです。

避難に際しては、係員の支持する方向へゆっくりとお進みください。なお、避難にあたり、援護が必要な方は、お近くのスタッフにご連絡をいただきますようお願いいたします。また、援護を要する方の近隣におられる方々は、避難について、ご支援、ご協力をお願いします。」

（避難場所の提供）

第10条 地上階を有している接続施設は、地下街等から避難場所として要請があった場合、2階以上の階を地下街等の利用者の一時的な避難場所として提供しなければならない。

（浸水防止活動）

第11条 地下街等の所有者又は管理者は、浸水防止活動については次のとおり行う。

（1）活動の時期

浸水が予想されるなど現地指揮本部長が必要と認めた場合とする。

（2）活動内容

ア 土のうや止水板など、浸水に備えた対応をとる。

イ 浸水状況の確認を行う。

ウ 重要物品、商品等を棚上等比較的高い場所に移動する。

（3）留意事項

ア 止水板や土のうの設置にあたっては、利用者の避難誘導の支障にならないよう、避難誘導班と連携の上、浸水防止活動を行う。

イ 避難勧告が発表された場合は、避難誘導を第一優先とし、避難誘導が完了した時点で、時間的に猶予があると判断した場合に行う。

ウ 避難指示が発表された場合は、浸水防止活動を行う者等を含め、全員が2階以上の階に避難する。

エ 水防連絡会事務局と地下街等は、適宜連絡を取り、情報共有する。

（避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備）

第12条 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材については、各施設の規模等実態に合わせて整備し、日ごろからその維持管理に努めるものとする。

（防災教育）

第13条 地下街等の所有者又は管理者は、従業員等に対し防災教育を次のとおり実施するものとする。

（1）防災教育の計画

従業員等に対し、日頃からの防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、要配慮者への配慮等について教育し、自主防災への積極的な取り組みを図る。

(2) 防災教育

従業員等に対して、次の内容を教育する。

- ・避難確保計画・浸水防止計画の内容の周知徹底
- ・浸水予防の周知徹底
- ・防災体制の周知徹底
- ・水害に関する事項の周知徹底
- ・その他、施設の防災管理上必要な事項

(防災訓練)

第14条 地下街等の所有者又は管理者は、防災訓練を次のとおり実施するものとする。

(1) 防災訓練の計画

外水氾濫、高潮及び内水氾濫を想定し、有事において迅速かつ的確に対応できるよう組織動員、状況把握、情報伝達、避難、浸水防止、救出救護に関する訓練をそれぞれの施設で実施するよう努める。

また、地下で接続する施設での連携が図れるよう、水防連絡会で実施する情報伝達訓練に参加することとする。

(2) 訓練項目

- ア 動員訓練…緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練
- イ 対策本部設置訓練…現地対策本部の人員配備に関する訓練、資機材の配備等に関する訓練
- ウ 浸水防止訓練…止水板の設置、土のう等の配置訓練
- エ 情報収集訓練…情報収集についての訓練
- オ 情報伝達訓練…情報伝達についての訓練
- カ 避難訓練…避難するために必要な資機材等の配備と避難体制に関する訓練
- キ 避難誘導訓練…要配慮者の想定を含んだ避難誘導に関する訓練
- ク 救出救護訓練…救出や救護に関する訓練

(3) 訓練実施時期

前号に掲げる訓練の実施時期については、各施設において定め、実施するものとする。

(4) 情報伝達訓練実施時期

水防連絡会としての情報伝達訓練（Fネット）については原則として梅雨のシーズン前に実施するものとし、日時は別途定めるものとする。

(施設及び資機材の整備)

第15条 各施設の所有者又は管理者は、施設及び資機材の整備等について次のとおり行う。

- (1) 浸水に備えるため、TP+3.0mの水位への対応を整備目標とし、浸水防止施設の整備に努める。
- (2) 浸水に備えるため、定期的に浸水防止資機材及び浸水防止施設の点検を行い、機

能の保持に努める。

(自衛水防組織の設置及び届出)

第16条 各施設の所有者又は管理者は、別添「自衛水防組織活動要領」を参考に自衛水防組織を設置する。その際、消防法に基づく既存の自衛消防組織がある場合は、その枠組を基本として、組織を編成することができる。

2 自衛水防組織を設置したとき又は変更したときは、すみやかに広島市へ届け出るものとする。

付 則

この計画は、平成24年10月31日から施行する。

平成27年2月25日 一部改正

別添 自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権原者は、洪水時において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班、警戒活動班、避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員等を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権原者は、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 自衛水防組織の編成と任務

統括管理者		
統括管理者の代行者		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任務
	班長 ○○ ○○ 班員○名 ○○ ○○ ・ ・ ・ ・	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・館内放送による避難の呼び掛け ・各種情報伝達収集 ・気象、洪水情報の収集伝達 ・水防連絡会関係者及び関係機関との情報連絡 ・休日、夜間の緊急連絡 ・応援連絡 ・広報全般
	警戒活動 班	役職及び氏名
	班長 ○○ ○○ 班員○名 ○○ ○○ ・ ・ ・ ・	<ul style="list-style-type: none"> ・動員計画（社員の非常呼び出しを含む） ・被害発生予想箇所の巡回調査 ・浸水防止用の資機材や施設の点検と措置 ・施設の点検と措置 ・被害発生箇所の応急措置
避難誘導 班	役職及び氏名	任務
	班長 ○○ ○○ 班員○名 ○○ ○○ ・ ・ ・ ・	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 ・館内放送等を使用した利用者の避難誘導 ・要配慮者の介護避難誘導